

陸上自衛隊仕様書		
物品番号		仕様書番号
水戸地方合同庁舎で使用する電気	茨城地本—C240403	
	作成	令和5年12月18日
	変更	
	作成部隊等名	自衛隊茨城地方協力本部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、水戸地方合同庁舎（以下「官側」という。）において使用する電気について規定する。

1.2 用語及び定義

a) 供給電気

官側に供給する電気

b) フリッカ発生機器

電気の質に影響を与えるような負荷設備

1.3 引用文書等

この仕様書作成の参考にする資料は次によるものとし、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、契約時における最新版とする。

a) 参考文書

RE100 TECHNICAL CRITERIA

国および独立行政法人等における温室効果ガス等の排出削減に配慮した契約の推進に関する基本方針

2 電気の供給に関する要求

2.1 概要

a) 需要場所

水戸地方合同庁舎

住所：茨城県水戸市北見町1-1-1

b) 業種

官公署（国家事務）

2.2 仕様

供給電気の仕様は、次に示すとおりとする。

a) 供給電気方式等

- 1) 供給方式 交流3相3線式。
- 2) 高圧電力の給電 3相3線式とし、供給電圧と計量電圧は6,000Vとする。
- 3) 標準周波数については、50Hzとする。
- 4) 受電方式 1回線方式

b) 契約電力および予定使用電力量

- 1) 契約電力 89Kw
ただし、各月の契約電力はその一月の最大需要電力とその月の前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
- 2) 予定使用電力量 171,000kWh
- 3) 月別使用予定電力量を別紙第1、実績使用電力量を別紙第2に示す。

c) 使用期間

- 1) 自 令和6年4月1日 00:00
至 令和7年3月31日 24:00

d) 電力量の検針等

- 1) 自動検針装置は有とする。
- 2) 電力会社の検針方法は遠隔自動検針又は検針員による検針とする。
- 3) 計量器は電力需給用複合計器を使用し、級は普通級とする。
- 4) 需給地点は水戸地方合同庁舎が設置した第1号柱上の一般電気事業者架空引込線と、開閉器電源側との接続点とする。
- 5) 電気工作物の財産分界点は需給地点に同じとする。
- 6) 保安上の責任分界点は電気工作物の財産分界点に同じとする。

3 その他

その他に、以下の通りとする。

- a) 力率は契約期間中100パーセントを保持する予定。
- b) フリッカ発生機器は有していない。
- c) 非常用自家発電設備を有していない。
- d) 電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃焼費調整および電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、関東管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。
- e) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次の通りとする。
 - 1) 契約電力及び最大需要電力の単位は1kWとし、端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - 2) 使用電力の単位は1kWhとし、端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - 3) 料金その他計算における合計金額の単位は1円とし、端数は小数点以下を切り捨てる。
 - 4) 消費税額及び地方消費税の単位は1円とし、端数は小数点以下を切り捨てる。
- f) 本契約については、国および独立行政法人等における温室効果ガス等の排出削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（令和5年2月24日変更閣議決定）2.（1）における据切り方式による。

4 仕様書等に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書について明示がない事項又は疑義を生じた場合については、官側へ連絡し、協議により定めるものとする。